

基本目標 3

社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

< 目的 >

関係機関が連携し、特別に支援を必要とする子ども及び家庭を早期に把握する体制を整え、総合的・継続的な支援を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

担当：子ども課・学校教育課・健康づくり課・福祉課

【1】 こども家庭センターにおける包括的支援

<事業の概要>

こども家庭センターは、妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と児童虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」が一体となり、連携を強化し、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に包括的な支援を推進します。

<取り組み実施状況>

① 母子保健と児童福祉の連携調整（随時）

妊産婦・子どもに係る相談窓口が相互に情報共有しながら、連携支援が必要なケースについて対応します。

② 合同ケース会議（月1回）を開催し、情報共有、特定妊婦の選定に関する協議、ケース検討・支援方針の決定をします。

≪課題・今後の展開≫

- ① 複合化かつ複雑化しつつある子どもと家庭の多様な相談に対応していくために、母子保健と児童福祉がそれぞれの専門性を生かした一体的な支援を行い、相談体制の構築、関係機関との連携強化を図っていきます。
- ② 児童虐待予防の視点に立って、リスクが低いケースについても早めに情報共有し、支援ニーズを把握し、相談・サービス利用につなげていきます。
- ③ 必要に応じ要支援児童等にサポートプランを作成し、効果的な支援につなげていきます。
- ④ ヤングケアラーの現状の把握をするため、小中学校や関係機関と協力して調査等を実施してまいります。

【2】 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

<事業の概要>

要保護児童対策調整機関のこども家庭センターの職員や要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関の専門性の強化及びその構成員の連携推進を図るとともに、児童虐待の発

生予防、早期発見・早期対応に資することを目的した事業です。

<取り組み実施状況>

① CAP研修(人権教育プログラム)

教職員ワークショップ、保護者ワークショップ、子どもワークショップを委託し講師やワークショップを開催しています。

参加する子どもは、自己肯定感を高め、人権感覚を養うため、保育園や幼稚園の年長クラスを対象に人権教育プログラムを導入し、大人に相談できることの重要性を学びます。

教職員、保護者は、暴力や権利の基礎知識、親子の関わりについて学びます。

② ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うためのシステムを導入し、運用しています。

※ CAPとは、Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略称で、子どもたちが、いじめ、痴漢、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラムのことです。

<<課題・今後の展開>>

① CAP 研修を継続し、子どもたちだけではなく、子どもの育ちに関わる教職員や保護者を含め子どもの人権意識や児童虐待などの知識を深めていきます。

② ケース記録や進行管理台帳の電子化の運用を進め、情報共有・管理化を行うことで効率的な相談支援業務に努めていきます。

(2) 要保護児童対策地域協議会

担当：子ども課・健康づくり課・福祉課・学校教育課

<事業の概要>

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要な子ども・家庭に対し、情報共有を行い、迅速な支援を行うため関係機関が連携します。

<取り組み実施状況>

① 須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会

ア 代表者会議	年 1 回開催
イ 児童虐待実務担当者会議	年3回開催
ウ 個別ケース検討会議	随時開催

② 具体的な内容

ア 須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会の活動を軸に、情報の共有と関係機関の連携を図り、組織的かつ専門的に対応しています。

イ 児童虐待を予防するため、母子健康手帳交付時や健診時、また、乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業や医療機関との連携を通じて、子どもの養育に不安を抱える家庭・虐待リスクを早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、養

育支援訪問事業等を利用し、適切な支援に繋げています。

ウ 児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携し、被虐待児童及びその家庭に寄り添い、家族の絆の回復と自立への支援を行っています。

エ 子どもや保護者に接する機会の多い保育園や子育て支援センター等の職員については、専門研修受講による資質向上を行っています。

オ 広報誌・啓発チラシ・ポスター等による児童虐待防止の広報・啓発を行っています。

≪課題・今後の展開≫

- ① 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性の強化のため資質向上を図っていきます。
- ② 関係機関の連携強化や地域住民への周知を図っていきます。

(3) 家庭支援事業

担当：子ども課・健康づくり課

【1】 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

＜事業の概要＞

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

＜量の見込及び確保の方策＞

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み	210 人日 (4 人/週)	260 人日 (5 人/週)	310 人日 (6 人/週)	360 人日 (7 人/週)	420 人日 (8 人/週)
確保の内容	実施事業者と連携し、当該家庭の適切な養育の実施を確保に努めます。				

≪課題・今後の展開≫

委託先事業所として、事業実績のある介護や福祉サービス事業所等を想定しており、家庭の状況に応じ、家事・育児についての支援ニーズに対応できるよう体制整備を図っていきます。

【2】 養育支援訪問事業

＜事業の概要＞

育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭又は虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対し、保健師等を派遣して専門的な助言・指導を行い、家事・育児を援助することで、安定した養育につながるよう支援をする事業です。

<取り組み実施状況>

- ① 保健師による専門的相談支援や、ヘルパーによる家事育児支援を行っています。
- ② 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)をはじめとした母子保健事業の実施及び医療機関との連携により把握した支援を必要とする乳幼児や妊婦等に対し、居宅訪問による支援(養育相談、育児・家事援助)を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

これまでの育児・家事援助が、令和4年児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行することに留意し、養育支援が要支援要保護の家庭への個別対応、虐待予防・早期発見という事業の性質上、量の見込みは行わず、適切な対応がとれる体制を構築してまいります。

≪課題・今後の展開≫

- ① 養育支援の必要な家庭の訪問、指導、助言等実施している内容を基本とし、専門的相談支援に特化させた事業を行っていくとともに、子育て世帯訪問支援事業とのすみわけなど、運用についても検討し実施していきます。関係機関との連携を密に行うことで、保護者の負担軽減と児童虐待等を未然に防ぐため必要な支援を行います。
- ② 保健師による専門的相談支援を行っていきます。
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)をはじめとした母子保健事業の実施及び医療機関との連携により把握した支援を必要とする乳幼児や妊婦等に対し、居宅訪問による支援を行っていきます。

【3】 子育て短期支援事業(子育て支援ショートステイ事業)

<事業の概要>

保護者が、疾病・疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育を行う事業です。

<取り組み実施状況>

児童養護施設等にショートステイ事業の委託をしています。

<量の見込及び確保の方策>

※子ども1泊あたり2日と表記する

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	180人日 (1.73泊(3.4日)/週)	186人日 (1.78泊(3.6日)/週)	180人日 (1.73泊(3.4日)/週)	180人日 (1.73泊(3.4日)/週)	180人日 (1.73泊(3.4日)/週)
確保の内容	180人日	186人日	180人日	180人日	180人日

	社会福祉法人 善光寺大本願福祉会 善光寺大本願乳児院(長野市)
	社会福祉法人 大勸進養育院 三帰寮(長野市)
	社会福祉法人 湖会 松代福祉寮(長野市)
	社会福祉法人 円福会 円福寺愛育園(長野市)
	社会福祉法人 八葉会 恵愛(千曲市)

《課題・今後の展開》

養育環境を確保し、地域で継続的な支援が受けられるように、今後の実績やニーズを把握しながら子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

【4】 親子関係形成支援事業

＜事業の概要＞

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

《課題・今後の展開》

事業実施に向けて検討してまいります。

【5】 地域子育て相談機関

＜事業の概要＞

地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。

一方、地域子育て相談機関は、こども家庭センターと連携・調整を行いながら、訪問などによる能動的な状況確認を行う「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関とされています。

《課題・今後の展開》

児童虐待防止など喫緊の課題に対応するため、地域子育て相談機関の設置を検討します。

(4) 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

担当課：子ども課・学校教育課・健康づくり課・福祉課

【1】 幼児期における支援

＜事業の概要＞

障がいのある子どもが必要な支援が受けられる体制やサービスの確保が必要です。また、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアの必要な障がいのある子どもが増えてきているため、関係機関が連携し、地域で安心して生活ができるよう環境を整備する必要がある。

あります。

<取り組み実施状況>

① 親子通園施設くれよんの運営

就学前の身体や知的障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもが保護者とともに通所し、生活指導等やその保護者への相談等の支援を行うとともに、作業療法士等による支援を行います。

② すこやか相談事業の実施(利用者支援事業 再掲)

ア 子どものすこやかな発育、発達支援のため、5 歳児になる年中児を対象に保育園・幼稚園等へ巡回相談を行います。また、子どもの発達が気になる場合は、特性に合わせた適切な支援とスムーズな就学につなげるために保育所、幼稚園、学校及び行政それぞれの関係機関が連携して相談、支援ができる体制の充実に図ります。

イ 発達障がいに関する正しい理解と対応のため保育士等を対象に講演会の開催や、発達が気になるお子さんと保護者支援のための小集団での教室を開催します。

③ 子どもの発達に関する専門相談の実施

ア ことばの発達について心配のある児童の早期発見と適切な支援のため「ことばの相談室」を実施します。

イ 育ちや発達の特性のある園児を対象に心理士による個別相談を実施します。

④ 保育園などでの対応

ア 幼稚園・保育園・認定こども園においては、特別な支援を必要とする児童の受入れを行い、必要に応じて保育士等の加配配置などの支援を行っています。

イ 2022 年度から公立保育園では高甫保育園を拠点園として医療的なケアの必要な児童を受入れています。

※ 医療的ケア 日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養等の医療行為のこと。

<<課題・今後の展開>>

① 障がいのある子どもに対し、ライフステージに応じた一貫した切れ目ない支援が行われるよう、医療・福祉・教育・行政関係等の連携体制の強化や、必要に応じた人材の確保と専門性や資質向上のための研修の充実など人材育成を図ります。

② 保育所保育士等を対象とした発達障がいに関する研修会を開催し、保育所等における発達支援を要する児童への対応力向上を図ります。

③ 発達障がいを専門に診察する医師が不足しているため、受診待ちや療育につながるまでに時間がかかっており、専門医の体制整備については、実情をふまえながら関係機関と連携していきます。

【2】小・中学校における支援

<事業の概要>

障がいのある児童・生徒も障がいのない児童・生徒も同じ場で共に学べるような環境整備を行うとともに、障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的二一

ズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場が、柔軟で連続性のあるものとなるよう整備を行っています。

また、全ての児童生徒に対する学びの場の確保や、SOS の早期発見等に係る支援を強化して、誰一人取り残されない学びの保障に向けた整備を行っています。

<取り組み実施状況>

① 教育支援事業

心身に障がいのある幼児、児童・生徒の教育相談(就学相談)、教育支援を行います。須坂市教育支援委員会では小・中・支援学校及び教育相談専門委員会より提出された資料を基に、就学に関し協議、判断を行い、当該児童の保護者の意向を確認しながら、適切な学びの場の選定についての支援を行っています。

② 須坂支援学校の管理運営

「地域の子どもは地域で育てる」の理念の実現に向けて設立された、県内初の市立特別支援学校として、障がいのある子もない子も地域で共に育つための地域への理解啓発や環境づくり、また、須高地域全体の特別支援教育のセンター的機能の充実を図ることなど、教育環境整備事業等の管理運営を行っています。

③ 通級指導教室における支援

通常の学級に在籍しながら、障がいの状態に応じ、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行っています。発音に課題がある児童を対象とした「ことばの教室」が須坂小学校にあり、コミュニケーションの取り方や行動の仕方などに課題がある児童・生徒を対象とした、LD等通級指導教室「まなびの教室」が須坂小学校、墨坂中学校にあります。

④ 特別支援学級における支援

小学校・中学校には、特別支援学級が開設され、一人一人の教育的ニーズに応じて、少人数の学級編成で配慮された指導・支援により活動しています。

⑤ 児童生徒支援員の配置

特別支援学級や通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒に対し、児童生徒支援員を配置して、個々に寄り添ったきめ細かい支援と共に学ぶ環境への配慮を行っています。

⑥ 特別支援教育就学奨励費の支給

障がいに応じた特別の指導を受けている児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図るため、特別支援教育就学奨励費を支給しています。

⑦ 教育支援センターの設置

不登校児童生徒を対象に、集団適応指導、学習指導、教育相談等、学校復帰に向けた支援だけでなく社会的自立に向けた支援を行うため教育支援センター(フレンドリールーム:相森中学校内)を設置しています。また教室に入りにくくなった児童生徒の学校内の居場所として、各学校における校内教育支援センターの設置を目指しています。

⑧ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置

小中学校にスクールカウンセラーを配置して、不登校や学校不適応等、悩みを抱える児童生徒や保護者とのカウンセリングを行い、安定した学校生活や家庭生活を送るための支援にあたります。

また、スクールソーシャルワーカーが各校のスクリーニング会議やケース会議、支援会議で助言やいじめ・不登校の改善に向けて家庭を支援します。

中学校では、心の教室相談員を配置し、生徒が気軽に話せ相談できる体制を整備しており、安定した学校生活を送れます。

⑨ 不登校児童生徒支援員等の配置

不登校児童生徒支援員やフレンドリールーム適応指導員を配置し、学校や家庭と連携しながら、不登校や学校を休みがちな児童生徒、学級に入れない児童生徒等の支援を行います。

⑩ 外国籍児童生徒支援員の配置

外国籍児童生徒支援員を配置し、日本語の読み書きが十分でない外国籍等の児童生徒の支援を行います。

⑪ 教育相談体制の構築

多様な相談に対応できるように指導主事や特別支援教育に係る教育支援コーディネーターを配置し、教育相談体制の充実を図っています。

《課題・今後の展開》

障がいや医療的な配慮が必要な児童・生徒が増えているため、必要に応じた人材の確保と専門性や資質向上のための研修の充実など人材育成と施設・設備の充実が課題です。（2024年から2025年に須坂支援学校を増築する予定。）

また、不登校児童生徒、外国籍児童生徒も増加傾向にあるため、必要に応じた人材の確保と専門性や資質向上のための研修の充実など人材育成と施設・設備の充実が課題です。

【3】 須坂市、長野県による支援・サービス

＜事業の概要＞

① 「障害児福祉手当」の支給

日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいのある子どもに対して、「障害児福祉手当」を支給します。

② 特別児童扶養手当の支給

児童の健やかな育ちを支援することを目的とした、特別児童扶養手当の支給を確実に実施します。

③ 「障害児通所支援」

児童福祉法による障がいがある子どもを対象とした福祉サービスの支給を決定します。

ア 放課後等デイサービス

就学中の児童に対して、放課後や休日を利用して生活能力向上のための訓練等

を提供します。

イ 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに対して通所による療育を提供します。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

未就学の重度の障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の支援を行います。

エ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

④ 育成医療

身体上の障がい除去、または、障がいの程度を軽くするために必要な手術等に要する医療費を給付します。医療費の自己負担が 1 割になるほか、世帯の所得に応じた自己負担の上限月額が設定されます。

＜課題・今後の展開＞

- ① 児童発達支援センターは、2026 年度までに須高地域内での設置もしくは、地域の様々な機関が連携して機能を発揮する「面的整備」を目指します。
- ② 保育所等訪問支援は、長野圏域内での利用体制の維持に加え、須高地域内においても更なる体制強化に取り組みます。
- ③ 医療的ケアの必要な子どもの支援のため関係機関との協議を継続し、相談や関係機関との調整を行うため市に専門職員の配置を行います。

(5) ひとり親家庭の自立支援の推進

担当課：福祉課・子ども課

＜事業の概要＞

ひとり親家庭は、生計の担い手と子育てという2つの役割を1人で担うこととなるため、経済的な面や養育・生活の面でも、不安定な状態におかれることが多くなります。また、親との離別・死別は子どもの精神面にも大きな影響を与えるといわれています。

就労や日々の生活に追われ、子育てや教育に十分な時間を取れないなど、ひとり親家庭は様々な問題に直面しておりますが、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりのため、生活面や子育ての支援、相談体制の充実など、総合的な支援を行ってまいります。

＜取り組み実施状況＞

- ① 母子・父子自立支援員による相談業務を実施しています。
- ② 県と連携し、ひとり親家庭に対する福祉資金貸付を実施しています。
- ③ ひとり親家庭の児童の健やかな育ちを支援することを目的とした、児童扶養手当の支給を確実に実施しています。
- ④ ハローワーク等関係機関と連携をしながら、就業を支援しています。

≪課題・今後の展開≫

- ① 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にあることから、母子、父子家庭高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金をはじめとする各種給付制度を活用しながら、主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。
- ② 県内各市に先がけて事業を実施した養育費公正証書等作成費補助制度を活用し、引き続き離婚前後親支援を行います。
- ③ 村石母子、父子家庭特別奨学金を活用し、能力がありながら経済的な理由により大学での修学が困難なひとり親家庭への支援を行います。

(6) 子どもの貧困対策

担当課：福祉課・学校教育課・子ども課

＜事業の概要＞

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすいといわれており、そうした中で、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を推進してまいります。

＜取り組み実施状況＞

- ① 貧困の連鎖を防止することを目的とし、生活保護世帯または生活困窮世帯の子ども(小学生～高校生)に対して、学習支援及び生活支援を行っています。
- ② 経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費を支給し、学用品購入費の一部や学校給食費の援助を行っています。
- ③ 地域の子どもや保護者が気軽に立ち寄り、栄養に配慮した食事をとりながら、相互に交流する場を民間団体等が提供する取組を補助金等で支援しています。
- ④ 3歳児から5歳児までの全ての子ども及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の児童についての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料無償化を実施しています。
- ⑤ ひとり親家庭の18歳到達の年度末までの児童を対象とし、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている母、父または養育している人に児童扶養手当を支給します。

≪課題・今後の展開≫

- ① 必要な家庭に支援の情報を確実に届け、支援・サービスを利用できるように、その周知の強化を図ります。
- ② 生活に困難を抱える子どもや家庭を支えるためには、子どもの貧困に関する情報や課題を共有して各施策の充実を図るとともに、部局間の連携を進め、子どもの貧困対策の充実に取り組めます。

(7) 市民・団体、行政の共創の推進

担当課：学校教育課・子ども課

<事業の概要>

子どもの居場所が安心して過ごせる提供や地域住民との交流を通じた子ども食堂など、市民の自主的な活動が増加しています。このことは子どもや子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の希薄化を防止し、社会的支援に大きく寄与しています。

市民・団体と行政が協力し子どもを大切にするまちづくりをめざします。

<取り組み実施状況>

- ① 子ども食堂の立上げ支援や運営に対し「子どもの居場所づくり支援事業補助金」を団体へ補助しています。
- ② 高校生が立ち上げた高校生のための意見から民間団体が作った「coto2」の運営に対し市が補助しています。
- ③ 須坂市子育て就労総合支援センター(bota)では、中高生が利用できる無料の勉強スペースを提供しています。
- ④ 市生涯学習センターや地域公民館等では、小中高生が利用できる無料のフリースペースがあります。

≪課題・今後の展開≫

引き続き、各種事業を実施し、行政と市民・団体が連携し、活動を支援・実施してまいります。また、必要な情報の提供等を行います。